

## ストレスチェック制度に関する基本方針

令和4年12月13日制定

学校法人名城大学は、職員の心とからだの健康保持増進に向けた環境整備と機会提供に努め、健康で働きやすい職場づくりの一層の推進に組織として取り組むため、ストレスチェック制度を導入し本基本方針を定めます。

### 1. 実施目的

職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって職員がメンタルヘルス不調になることを未然に防止することを目的としています。

### 2. 実施要領

ストレスチェックは全職員を対象に年1回実施します。受検は任意ですが、より良い職場環境を目指し、またメンタル不調の一次予防として、全ての対象者に受検と協力をお願いします。

### 3. 規定の策定・周知

ストレスチェックの実施に関して、詳細は設置学校毎のストレスチェック制度実施要項に定め、職員に周知します。

### 4. 関係法令等の遵守

法令に則ったストレスチェック実施体制を整備し、適切にストレスチェックを行います。

### 5. 個人情報の保護

職員のストレスチェック実施に関連する各種情報、資料等は重要な個人情報であることを認識し、各種法令を遵守し適切に管理・保管します。

### 6. 不利益取扱いの禁止

ストレスチェックの実施に関して、受検しなかったこと、医師面接指導の申出を行ったこと等を理由とした不利益な取扱いは一切行いません。